第	3	7	条	の	3	第	1	1	5	条	の	3	6	第	第	1	1	5	条	の	4	2	第
						1	項								1	項							
						調	查	事	務						情	報	公	表	事	務			
第	3	7	条	の	4	調	查	事	務						情	報	公	表	事	務			
第	1	項	及	び	第																		
2	項																						
第	3	7	条	の	4	前	項								第	3	7	条	の	1	1	に	お
第	3	項													L١	て	準	用	す	る	前	項	
第	3	7	条	の	5	調	查	事	務						情	報	公	表	事	務			
第	1	項																					
第	3	7	条	の	5	前	項								第	3	7	条	の	1	1	に	お
第	2	項													L١	τ	準	用	す	る	前	項	
						調	查	事	務						情	報	公	表	事	務			
						調	查	を							公	表	を						
第	3	7	条	の	5	調	查	事	務						情	報	公	表	事	務			
第	3	項																					
第	3	7	条	の	6	調	查	事	務	の					情	報	公	表	事	務	の		
第	1	項																					
						調	查	事	務	規	程				情	報	公	表	事	務	規	程	
第	3	7	条	の	6	前	項								第	3	7	条	の	1	1	に	お
第	2	項													L١	τ	準	用	す	る	前	項	
						調	查	事	務	規	程				情	報	公	表	事	務	規	程	
						調	查	事	務	の					情	報	公	表	事	務	の		
第	3	7	条	の	8	第	3	7	条	の	3	第	2	号	第	3	7	条	の	1	1	に	お
						か	5	第	4	号	ま	で			L١	τ	準	用	す	る	第	3	7
															条	の	3	第	2	号	か	5	第
															4	号	ま	で					
						調	查	事	務						情	報	公	表	事	務			
第	3	7	条	の	9	第	1	1	5	条	の	4	1		第	1	1	5	条	の	4	2	第
															3	項	に	お	١J	τ	準	用	す
															る	法	第	1	1	5	条	の	4
															1								
第	3	7	条	の	1	調	查	事	務	の					情	報	公	表	事	務	の		
0	第	1	項																				
						第	1	1	5	条	の	3	6	第	第	1	1	5	条	の	4	2	第

1項			
 第5号、第7号及 いて準用する第37条の3第1号、第5号及び第8号 第37条の4第2項 第37条の6第1項 第37条の6第1項 第37条の6第2 いて準用する第37条の6第2項又は第37条の6第2項又は第37条の8 第37条の6第1項 第37条の8 第37条の6第1項 第37条の8 第37条の6第1項 第37条の8 第37条の6第1項 第37条の6第1項 調査事務規程 情報公表事務を調査事務に 情報公表事務に 第37条の1 前項 第37条の11において準用する前項 		1 項	1 項
び第8号		第37条の3第1号	第 3 7 条 の 1 1 にお
第37条の4第2項 又は第37条の6第 1項 第37条の6第1項 第37条の6第1項 第37条の6第2 項又は第37条の6第2 項又は第37条の8 第37条の6第2 項又は第37条の8 第37条の6第2 項又は第37条の8 第37条の6第2 項又は第37条の8 第37条の6第2 第37条の6第2 第37条の6第2 第37条の6第2 第37条の6第1項 第37条の6第1項 調査事務規程 調査事務定 情報公表事務に 第37条の11において準用する前項		、第5号、第7号及	いて準用する第37
号 第37条の4第2項 第37条の11にお 又は第37条の6第 いて準用する第37 条の4第2項又は第 37条の6第1項 第37条の6第1項 第37条の6第2項又は第37条の6第2項又は第37条の6第2項又は第37条の8 第37条の6第2項又は第37条の6第1項 調査事務規程 調査事務規程 調査事務を 調査事務に 情報公表事務に 第37条の11にお 10第2項 第37条の11にお 10第2項 第37条の11にお 11にお 11によ 11にお 11にお 11によ 11		び第8号	条の3第1号、第5
第37条の4第2項 第37条の6第 1項 第37条の6第1項 第37条の6第1項 第37条の6第1項 第37条の6第2 項又は第37条の8 第37条の6第2 項又は第37条の8 第37条の6第2項又は 第37条の6第2項又は 第37条の6第2項又は 第37条の6第1項 調査事務規程 調査事務定 精報公表事務を 調査事務に 第37条の11において準用する第37 条の6第1項 情報公表事務を 調査事務に 第37条の11において準用する前項			号、第6号及び第8
又は第37条の6第 1項 いて準用する第37 条の4第2項又は第37条の6第1項 第37条の5第3項 、第37条の6第2 口又は第37条の8 第37条の11において準用する第37条の6第2項又は第37条の6第2項又は第37条の6第2項別は第37条の6第2項別は第37条の6第2項別は第37条の6第1項目の6第1項目 第37条の6第1項 調査事務規程 調査事務を 調査事務に 制査事務に 第37条の1 の第2項 情報公表事務規程 情報公表事務に 情報公表事務に			号
1 項		第37条の4第2項	第 3 7 条 の 1 1 にお
第37条の5第3項 第37条の6第1項 第37条の6第2 項又は第37条の8 長の5第3項、第3 7条の6第2項又は第37条の 8 第37条の8 第37条の6第1項 調査事務規程 調査事務を 調査事務を 調査事務に 第37条の11において準用する第37条の6第1項 調査事務を 調査事務を 調査事務に 第37条の11において準用する前項		又は第37条の6第	いて準用する第37
第37条の5第3項 第37条の11にお (第37条の6第2		1 項	条の4第2項又は第
、第37条の6第2 項又は第37条の8いて準用する第37 条の5第3項、第37条の6第2項又は第37条の6第1項 第37条の6第1項第37条の6第1項 調査事務規程 調査事務を 調査事務に情報公表事務規程 情報公表事務を 調査事務に第37条の1 0第2項前項第37条の11において準用する前項			3 7 条の 6 第 1 項
、第37条の6第2 項又は第37条の8いて準用する第37 条の5第3項、第37条の6第2項又は 第37条の 8第37条の6第1項 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 2 1 2 2 2 2 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 			
項又は第37条の8 条の5第3項、第3 7条の6第2項又は 第37条の 8 第37条の6第1項 第37条の11において準用する第37 条の6第1項 調査事務規程 情報公表事務規程 調査事務を 調査事務に 情報公表事務に 第37条の1 の第2項 第37条の11において準用する前項		第37条の5第3項	第 3 7 条の 1 1 にお
第37条の6第2項又は 第37条の 8第37条の6第1項 1第37条の11において準用する第37条の6第1項 1調査事務規程 調査事務を 調査事務に情報公表事務規程 情報公表事務を 調査事務に第37条の1 0第2項前項 1第37条の1 0第2項1において準用する前項		、第37条の6第2	いて準用する第37
第37条の 8第37条の 第37条の 11第37条の 1111第37条の 1311調査事務 13情報公表事務 14第37条の 1311第37条の 1311第37条の 131111第37条の 11121113111411151116111711181119111011111112111311141115111611171218131914101510151112121313141415151516151715171518151915101510151115121513151415151516151715171517151815181519151015101510151015101510151015101510151015 <td></td> <td>項又は第37条の8</td> <td>条の5第3項、第3</td>		項又は第37条の8	条の5第3項、第3
第37条の6第1項第37条の11において準用する第37条の6第1項調査事務規程情報公表事務規程調査事務を情報公表事務を調査事務に情報公表事務に第37条の1前項第37条の11において準用する前項			7 条の 6 第 2 項又は
第37条の6第1項 第37条の6第1項 いて準用する第37 条の6第1項 調査事務規程 調査事務を 調査事務に 情報公表事務を 調査事務に 情報公表事務に 第37条の1 の第2項 第37条の11において準用する前項			第37条の
第3 7条の 6 第 1 項調査事務規程情報公表事務規程調査事務を 調査事務に情報公表事務に第3 7条の 1 0 第 2 項第3 7条の 1 1 において準用する前項			8
第の6第1項調査事務規程情報公表事務規程調査事務を情報公表事務を調査事務に情報公表事務に第37条の1前項第37条の11において準用する前項		第37条の6第1項	第 3 7 条の 1 1 にお
調査事務規程情報公表事務規程調査事務を情報公表事務を調査事務に情報公表事務に第37条の1前項第37条の11において準用する前項			いて準用する第37
調査事務を 調査事務に情報公表事務を 情報公表事務に第37条の1 0第2項前項第37条の11において準用する前項			条の6第1項
調査事務に情報公表事務に第37条の1前項第37条の11において準用する前項		調査事務規程	情報公表事務規程
第37条の1 0第2項 第37条の11にお いて準用する前項		調査事務を	情報公表事務を
0 第 2 項 いて準用する前項		調査事務に	情報公表事務に
	第 3 7 条の 1	前項	第 3 7 条 の 1 1 にお
調査事務情報公表事務	0 第 2 項		いて準用する前項
調査事務情報公表事務			
		調査事務	情報公表事務